

## 留学のための課程を置く認定日本語教 育機関の認定等について

## 目次

- 1. 制度創設の背景
- 2. 認定制度の概要
- 3. 設置者の要件
- 4. 認定基準の概要
- 5. 認定基準の詳細
- 6. 情報公表·評価·定期報告
- 7. 教員の資格
- 8. 審査のスケジュール・方法等

# 1. 制度創設の背景

## 国内の日本語学習者数/教育機関・施設数/日本語教師等の推移

- ○国内の日本語学習者数は令和元年時点で約28万人となり、過去最高。
- ○新型コロナウイルス感染症に関する水際対策により、日本語学習者数は一時的に減少したが、令和4年度には**約22万人**まで増加しており、今後更なる増加が想定される。
- ○日本語学習者、日本語教育実施機関数は増加傾向にあるが、(H22:16.8万→R1:27.8万)、日本語教師数は緩やかに増加(H22:3.3万→R1:4.6万人)している。



※ 出典:文化庁「国内の日本語教育の概要」(各年11月1日現在)

### 日本語教育機関及び日本語教師に関する現状・課題・方向性

### 課題

### 【共通課題】(留学生、就労者、生活者)

### 日本語教育の環境整備が喫緊の課題

- ・<u>教育の質の確保のための仕組み</u>が不十分
- ・学習者、自治体、企業等が日本語教育機関選択の際、<u>教育水準等について正確・必要な情報を</u> 得ることが困難
- ・専門性を有する日本語教師の質的・量的確保が不十分
- ・地域によって教育機関や養成機関が十分に整備されていない状況
- ・全国の学習機会提供のためのオンライン教育の環境整備の更なる充実が必要



### 方向性

- ◆新たな法案検討:学習ニーズに対応した①質が確保された「認定日本語教育機関」、②日本語 教師の資格化に関する法整備
- ◆制度実現に向けた取組推進:希望する学習者、企業、自治体等に向けて、文科省と法務省・ 厚労省・外務省・経産省・総務省等関係省庁との連携による多言語情報発信等推進

## 2. 認定制度の概要

### 日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律の概要

#### 趣旨

日本語教育の適正かつ確実な実施を図り、もって我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に寄与するため、①日本語教育機関のうち一定の要件を満たすものを認定する制度、②認定日本語教育機関の教員資格を創設。

#### 概要

#### 1. 日本語教育機関の認定制度の創設

#### (1)日本語教育機関の認定制度

○ 日本語教育機関の設置者は、**日本語教育課程を適正かつ確実に実施することができる日本語教育機関である旨の文部科学大臣認定を受けることができる**。

#### (2)認定の効果等

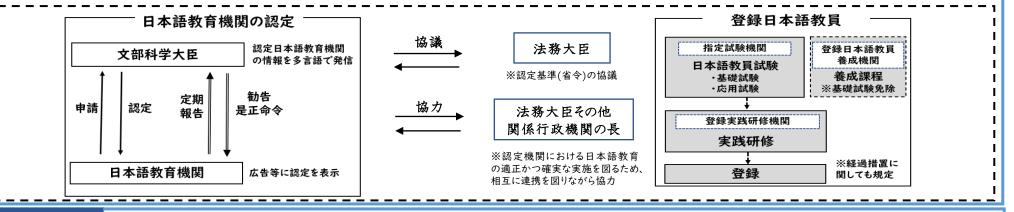
- 文部科学大臣は、**認定日本語教育機関の情報を、多言語でインターネットの利用等により公表**する。
- 認定日本語教育機関の設置者は、**生徒の募集のための広告等に文部科学大臣が定める表示を付することができる**。

#### (3) 文部科学大臣による段階的な是正措置

- 文部科学大臣は、必要な場合に**日本語教育の実施に関し報告を求めることができる**ほか、**勧告及び是正命令を行うことができる**。
  - ※**認定基準に関する法務大臣への協議、**文部科学大臣と法務大臣その他の関係行政機関の長との協力を規定。

#### 2. 認定日本語教育機関の教員の資格の創設

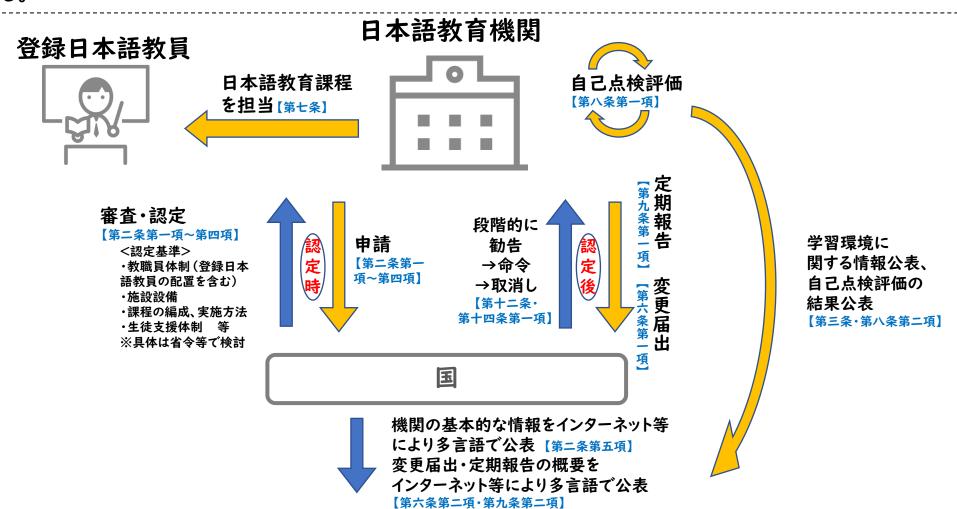
- 認定日本語教育機関において日本語教育を行うために必要な知識及び技能についての①「日本語教員試験」に合格し、②文部科学大臣の 登録を受けた「登録実践研修機関」が実施する「実践研修」の修了者は、「登録日本語教員」として、文部科学大臣の登録を受けることができる。
- 日本語教員試験は、「**基礎試験」**及び「**応用試験」**とで構成し、**文部科学大臣が指定する「指定試験機関」が実施**する。
- 文部科学大臣の登録を受けた「登録日本語教員養成機関」が実施する養成課程の修了者は、申請により「基礎試験」を免除する。



## 認定日本語教育機関制度の概要



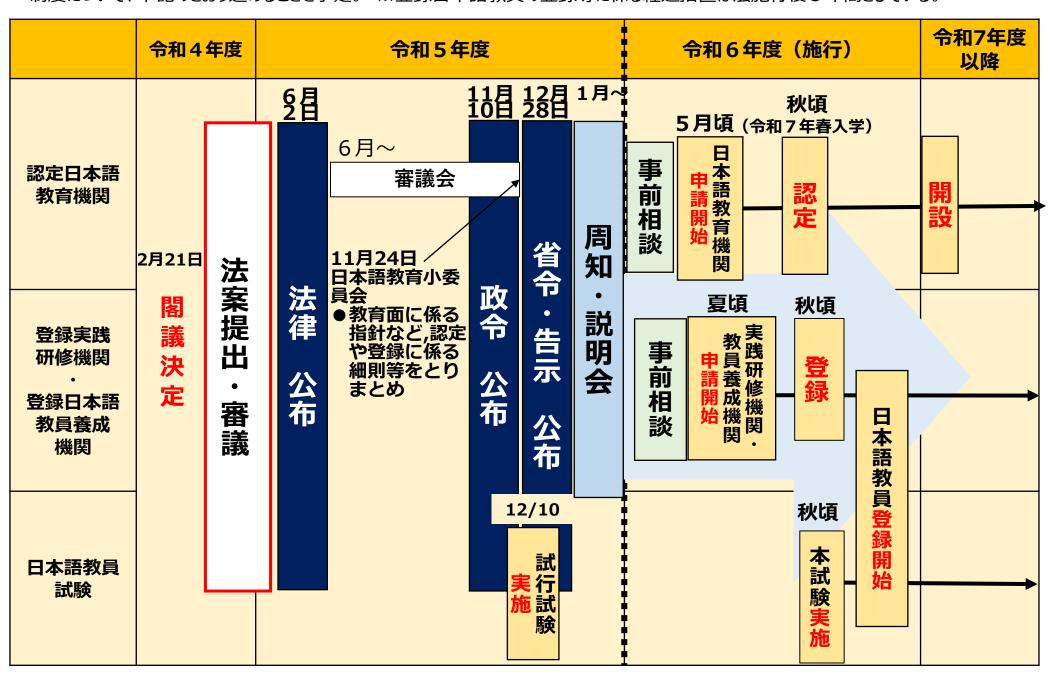
- ○日本語教育課程を置く教育機関の設置者は、日本語教育課程を適正かつ確実に実施することができる日本語教育機関 である旨の文部科学大臣認定を受けることができる。
- ○文部科学大臣は、認定日本語教育機関の情報を、多言語でインターネットの利用等により公表する。
- ○認定日本語教育機関の設置者は、生徒の募集のための広告その他のものに文部科学大臣が定める表示を付すること ができる。



社会(日本語学習を希望する外国人、生徒、地域、海外等)

## 日本語教育機関認定法 今後のスケジュール案 (令和5年12月末時点)

「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」に基づく認定制度、登録日本語教員の制度について、下記のとおり進めることを予定。 ※登録日本語教員の登録等に係る経過措置は法施行後 5 年間としている。



## 認定制度に関する留意事項



- ○認定日本語教育機関は、一定の質が担保されたものとして、文部科学省の情報サイトにおいて多言語で情報発信し、また、文部科学大臣が定める表示を広告等に付すことができるようになります。これにより、これまで様々な主体により、様々な形態で実施されてきた日本語教育機関について、<u>外国人本人や企業等が選択するに当たって、正確かつ必要な情報を得られる</u>こととなります。また、各教育機関から提供される日本語教育の水準を正確に確認することが可能となり、一定の質が担保され、かつ学習者の状況に合った適切な日本語教育機関を選択することが可能となります。
- ○認定は機関単位で行いますが、<u>審査は留学のための課程、就労のための課程、生活のための課程の</u>別に行います。
- ○認定を受けない日本語教育機関が日本語教育を行うことは可能です。
- ○ただし、法施行後は、<u>留学のための課程の認定を受けた日本語教育機関であることを、留学の在留</u> 資格をもって在留する留学生を受け入れる要件とする予定です。
- ○法務省告示機関が、引き続き当該機関で日本語教育を受ける目的で留学の在留資格をもって在留する留学生を受け入れる場合には、<u>令和11年3月31日までに留学のための課程の認定を受</u>ける必要があります。

## 認定制度に関する留意事項



- ○大学においても、一定の日本語能力(日本語で授業を行う場合、日本語能力試験N2レベル相当以上)を備えていない留学生を対象に専ら日本語教育を行なおうとする場合は、原則として留学のための認定を受けた機関でなければ、入学しようとする外国人に「留学」の在留資格が認められないとする制度改正が予定されています。
- ○<u>別科や留学生センター、日本語教育センターに限らず、大学の正規課程で開講される日本語教育科目により構成されるプログラムであっても</u>、受講者の所属・身分・日本語能力が前述の条件に当てはまる場合、当該受講者を「留学生」として受入れるためには、<u>令和11年3月31日までに留学のための</u>課程の認定を受ける必要が生じることとなります。
- ○なお、下記に該当する場合は、専ら日本語教育を行うものとはせず、各区分の留学生のみを対象に 行う日本語教育については、引き続き認定を要さずに実施することができます。
  - ・正規課程に正規生として在籍する留学生を対象に日本語教育を行う場合
  - ・国費外国人留学生制度に基づく国費外国人留学生を対象に日本語教育を行う場合
  - ・大学間交流協定等に基づく学生交換計画により受け入れる交換留学生を対象に日本語教育を 行う場合 等

## 認定制度に関する留意事項



- ○認定は、日本語教育機関の設置者が、当該日本語教育機関について受けるものです。
- ○このため、既に認定を受けた設置者から日本語教育機関の事業を引き継ぐ場合にも、<u>引継ぎを受けた</u>た新たな設置者が、引き続き認定日本語教育機関として当該日本語教育機関を運営することを希望する場合には、認定を受け直す必要があります。
- ○新たな設置者が認定を受けるより前に引継ぎが行われた場合には、当該引継ぎに係る日本語教育機関は、新たな設置者が認定を受けるまでの間、認定日本語教育機関ではないため、法第4条に規定するとおり、認定日本語教育機関という名称又はこれと紛らわしい名称を用いることはできません。
- ○このため、円滑な引継ぎには、遅くとも引き継いで日本語教育課程を開始する約1年前の申請期限 に、新たな設置者が認定の申請をする必要があります。
- ○法務省告示機関制度の場合には、告示を改めることなく設置者の変更が可能でしたが、取扱いが異なることとなるため、留意してください。
- ○認定後、<u>日本語教育課程の新設や収容定員数の変更に伴う変更の届出</u>については、<u>事前に認定</u>の申請に準じた審査を受け、当該変更の届出の適正性について確認を受ける必要があります。

## 3. 設置者の要件

## 認定日本語教育機関の設置者の要件



- ○認定を受けようとする日本語教育機関の設置者が、イ又は□に掲げるもののいずれかであること。(法第2条第3項第1号)
  - イ 国、独立行政法人、国立大学法人、地方公共団体又は地方独立行政法人 ロ (1)から(3)までのいずれにも該当するもの(イに掲げるものを除く。)
  - ロー(エ)がつ(3)よどのバダイにとし終当するしの(イに残りるしのを添く。) (1) 日本語教育機関を経営するために必要な経済的基礎を有すること。

※点線枠内は審議会で策定予定の「認定日本語教育機関の認定等に当たり確認すべき事項(案)」での記載。以下同じ。

- イ 設置者が、当面(1年以上が望ましい)の運用資金を保有しており、かつ、設置者として債務超過の状態となっていないこと。なお、かつて債務超過の状態となっていた場合には、当面の運用資金を保有していることに加え、債務超過が解消したことが年次決算報告から確認されるとともに、その後も債務超過の状態となっていないことが年次決算報告又は中間決算報告から確認でき、かつ、その間の営業利益が黒字であること。
- □ 設置者が、生徒の募集や入学手続きの支援等のために第三者に仲介料等の費用を支払っている場合、安定かつ継続して質の高い日本語教育課程を実施する観点から、生徒一人当たりについて支払う当該費用の額が、日本語教育機関が生徒から徴収する授業料等の額と比較して、相当程度高額でないこと。
- 八 設置者が日本語教育機関以外の事業を行う場合には、その事業の経営と区分して日本語教育機関を経営し、その収入及び支出を適切に管理することとしていること。その際、日本語教育機関としての収益は日本語教育機関の経営に充てられることが基本であり、他の事業等に充てられる場合には、日本語教育機関の運営に支障がないか個別の事情を慎重に審査すること。
- (2) 日本語教育機関を経営するために必要な知識又は経験を有すること(法人にあっては、認定を受けようとする日本語教育機関の経営を担当する役員が、当該知識又は経験を有すること。)。

次の事項等を含む適正な事業運営を行うために必要な日本語教育に関する総合的な識見及び財務・経営上の知識等を確認することとする。

- イ 明確な開校理念
- ロ 提供する教育内容等に関する経営方針
- 八 適正な組織や施設等を措置する事業計画
- 二 関係する法令や政策文書(日本語教育の推進に関する法律に規定する、「多様な文化を尊重した活力ある共生 | 社会の実現に資するとともに、諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持及び発展に寄与すること」との目的 (第1条)や理念(第3条)等を含む。)への理解 13 「

## 認定日本語教育機関の設置者の要件



(3) 社会的信望を有すること(法人にあっては、認定を受けようとする日本語教育機関の経営を担当する役員が、社会的信望を有する者であること。)。

次のいずれにも該当していないことを確認することとする。

- イ 他の日本語教育機関であって、契約に基づき教育を提供すべき生徒がいるにもかかわらず、日本語教育機関として の活動を行わず、生徒に損害を与えたものの設置者、日本語教育機関の経営を担当する役員又はこれに加担した者
- □ 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。)第73条の2、第73 条の4から第74条の6の3まで、第74条の8又は第76条の2の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を 終わり又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- 八 授与されている免許状が教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第10条第1項(第2号又は第3号に係る部分に限る。)の規定により効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- 二 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者
- ホ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加 入した者
- へ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- ト 外国人に不正に入管法第3章第1節若しくは第2節の規定による証明書の交付、上陸許可の証印若しくは許可、 同章第4節の規定による上陸の許可又は入管法第4章第1節若しくは第2節若しくは入管法第5章第3節の規 定による許可を受けさせる目的で、文書若しくは図画を偽造し、若しくは変造し、虚偽の文書若しくは図画を作成し、 若しくは偽造若しくは変造された文書若しくは図画若しくは虚偽の文書若しくは図画を行使し、所持し、若しくは提供し、 又はこれらの行為を唆し、若しくはこれを助ける行為を行い、当該行為の終了後5年を経過しない者
- チ 入管法第24条第3号の4イから八までに掲げるいずれかの行為を行い、唆し、又はこれを助ける行為を行い、当 該行為の終了後5年を経過しない者
- リト又はチに掲げるほか、外国人の出入国若しくは在留又は留学生の在籍管理に関し不正な行為を行い、当該行為 の終了後5年を経過しない者
- ヌ 他の日本語教育機関であって入管法第7条第1項第2号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件(平成2年法務省告示第145号。以下「留学告示」という。)別表第1から日本語教育機関の告示基準に違反したことにより抹消され、当該抹消の日から5年を経過しないものの設置者であった者

## 認定日本語教育機関の設置者の要件



- ○次の各号のいずれかに該当する者は、認定を受けることができない。 (法第2条第4項)
  - ① 拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることが なくなった日から起算して五年を経過しない者
  - ② 法第14条第1項又は第2項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者(認定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者でその取消しの日から5年を経過しないものを含む。)
  - ③ 法人であって、その役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

## 4. 認定基準の概要

## 認定日本語教育機関の認定基準の概要



### 留学のための課程を置く日本語教育機関

- ①総則(第1条~第3条)
- ②教員及び職員の体制(第4条~第10条)
  - ✓ 校長(副校長)、主任教員、事務を統括する職員を置くこと
  - ✓ 情報公表・評価に関する体制、組織的な研修に関する体制を 置くこと
  - ✓ 教員数は収容定員数20人に1人(最低3人)
  - ✓ 本務等教員数は収容定員数40人に1人(原則最低2人)
  - ※教員はすべて登録日本語教員(法第7条)
- ③施設及び設備(第11条~第15条)
  - ✓ 校地・校舎の位置・環境が、教育上・保健衛生上適切なこと
  - ✓ 校地は校舎等に必要な面積があり、原則設置者の自己所有
  - ✓ 校舎は115㎡以上かつ同時に授業を受ける生徒1人当たり2.3 ㎡以上
  - ✓ 校舎は原則設置者の自己所有
  - ✓ 教室、教員室、事務室、図書室、保健室等を備えること
  - ✓ 教室の面積は同時に授業を受ける生徒1人当たり1.5㎡で、机、 椅子、黒板等を備えること
- ④日本語教育課程(第16条~第28条)
  - ✓ B 2以上を目標とする課程を1つ以上置くこと
  - ✓ 修業期間は原則1年以上

- ✓ 授業期間は原則1年35週、授業時数は1年760単位時間
- ✓ 1週当たりの授業時数は20単位時間以上
- ✓ 授業は原則午前8:00~午後6:00の間
- ✓ 課程の目的・目標、生徒の日本語能力に応じ、適切な授業科目を体系的に開設すること
- ✓ 授業科目は、それを担当する能力のある教員により、適切な教材を用いて教授されること
- ✓ 聞く、読む、話す(やり取り)、話す(発表)、書くの5つの言語活動を行うこと
- ✓ 収容定員数は、新規の場合100人以内、1年経過するごとに 1.5倍まで増加可能
- ✓ 特別の事業がない限り収容定員数を超えて生徒を入学させない
- ✓ 同時に授業を行う生徒数は原則20人以下
- ✓ 入学者募集の情報提供や、入学者の日本語能力等の確認を 適切に行うこと
- ✓ 修了要件を適切に定めること
- ※文部科学省で「日本語教育課程編成のための指針」を策定
- ⑤学習上及び生活上の支援体制(第29条~第36条)
  - ✓ 学習の継続が困難な生徒への支援体制を整備すること
  - ✓ 出席管理体制を整備すること
  - ✓ 災害等の場合に転学支援等を行う計画策定等を行うこと
  - ✓ 生活指導担当者の配置や、自治体との連携体制を整備すること
  - ✓ 年1回以上健康診断を行う体制を整備すること
  - ✓ 生徒が我が国に適正に在留するための支援体制を整備すること

## 認定日本語教育機関と法務省告示機関との比較(主なもの)



			文
	法務省告示機関(※)	認定日本語教育機関(留学)(案)	認定日本語教育機関(就労・生活)(案)
目的	在留資格「留学」を有する外国人の受入れ機関の告示	日本語に通じない外国人が我が国において生活するために必要な 日本語を理解し、使用する能力を習得させるための教育	日本語に通じない外国人が我が国において生活するために必要な 日本語を理解し、使用する能力を習得させるための教育
	国(法務大臣)	国(文部科学大臣)	国(文部科学大臣)
設置者	●国、地方公共団体 ●その他(経営に必要な経済的基盤・識見。欠格事由あり)	●国、地方公共団体 ●その他(経営するために必要な経済的基礎・を有する者等)	●国、地方公共団体 ●その他(経営するために必要な経済的基礎・を有する者等)
対象機関	専修学校、各種学校、その他教育施設	大学別科等、専修学校、各種学校、その他教育施設	大学別科等、専修学校、各種学校、その他教育施設
主な対象生徒	留学生	留学生	就労者、生活者
修業年限	1年以上(特に必要と認める場合には6か月以上)	1年以上(一定の要件を満たす場合には6か月以上)	● <u>各課程の目的・目標等に応じて適切に定める</u> ●更に、個々の生徒に、認定を受けた課程の修業期間の一部を履 修させることができる
授業時数	年間760単位時間以上	年間760単位時間以上	B1:350時間、A2:200時間、A1:100時間 以上
教育課程	専ら日本語の教育を受ける者にとって適当と認められるもの	●B2以上目標の課程を1つ以上置く ●課程の目的・目標、生徒の日本語能力に応じ、適切な授業科目を体系的に開設すること ●授業科目は、それを担当する能力のある教員により、適切な教材を用いて教授されること ●「日本語教育課程編成のための指針」に基づく	を体系的に開設すること  ●授業科目は、それを担当する能力のある教員により、適切な教材を用いて教授されること  ●「日本語教育課程編成のための指針」に基づく  ●3/4を上限にオンライン授業を実施可能
生徒数	●教員数、施設・設備等の条件に応じた適切な数(開設時は100名以内) ●同時に授業を受ける生徒数20人以下	●教員数、施設・設備等の条件に応じた適切な数(開設時は100名以内) ●同時に授業を受ける生徒数原則20人以下	●教員数、施設·設備等の条件に応じた適切な数(開設時は100 名以内) ●同時に授業を受ける生徒数原則20人以下
教員資格	●大学等において日本語教育に関する教育課程を履修して卒業等した者 ●学士を取得し、かつ文化庁届出の研修を420単位時間以上受講し修了した者 ●日本語教育能力検定試験に合格した者等	登録日本語教員(国家資格)  ➤ 日本語教員試験(基礎試験·応用試験)の合格  ➤ 実践研修の修了  ※登録日本語教員養成機関が実施する養成課程の修了者は 基礎試験を免除	登録日本語教員(国家資格)  ► 日本語教員試験(基礎試験・応用試験)の合格  ► 実践研修の修了  ※登録日本語教員養成機関が実施する養成課程の修了者は 基礎試験を免除
教員数	●生徒20人につき1人以上(最低3人) ●生徒40人につき専任1人以上(最低2人) ●主任教員を1人配置すること	●生徒20人につき1人以上(最低3人) ●生徒40人につき常勤1人以上(最低2人) ●主任教員を1人配置すること	●同時に授業を行う生徒20人につき1人以上(最低3人) ●同時に授業を行う生徒40人につき常勤1人以上(最低2人) ●主任教員を1人配置すること
校舎面積	115㎡を下回らず、かつ、同時に授業を行う生徒1人当たり2.3平 方メートル以上	115㎡を下回らず、かつ、同時に授業を行う生徒1人当たり2.3平方メートル以上	115㎡を下回らず、かつ、同時に授業を行う生徒1人当たり2.3平方メートル以上
施設·設備等	●校地·校舎が自己所有又はこれに準じたものであること ●教室、教員室、事務室、図書室、保健室 等 ●教室面積: 同時に授業を行う生徒1人当たり1.5㎡ ●机、椅子、黒板、視聴覚教育機器、図書 等	●校地・校舎が自己所有又はこれに準じたものであること ●教室、教員室、事務室、図書室、保健室 等 ●教室面積: 同時に授業を行う生徒1人当たり1.5㎡ ●机、椅子、黒板、視聴覚教育機器、図書 等	●校地・校舎が自己所有又はこれに準じたものであること ●教室、教員室、事務室、図書室、保健室 等 ただし、図書室と保健室は条件付で不要 ●教室面積: 同時に授業を行う生徒1人当たり1.5㎡ ●机、椅子、黒板、視聴覚教育機器、図書 等
自己評価	実施・公表が義務	実施・公表が義務	実施・公表が義務
第三者評価		<ul><li>●審議会による実地視察を実施</li><li>●第三者評価が努力義務</li></ul>	<ul><li>●審議会による実地視察を実施</li><li>●第三者評価が努力義務</li></ul>
その他	_	毎年教育の宝施状況について定期報告	毎年教育の実施状況について定期報告 18

## 5. 認定基準の詳細

## 認定日本語教育機関の認定基準【総則】



### I. 総則

- ○認定基準は認定を受けるのに最低の基準。日本語教育について不断の見直しを行い、水準の維持向上に努めること。 (認定 基準第1条第2項・第3項)
- ○認定の審査は、「留学のための課程」、「就労のための課程」、「生活のための課程」の別に行う。

「留学のための課程」: 主として我が国の大学、高等専門学校又は専門学校において教育を受けること、我が国において就職 することその他の目的のために我が国において日本語教育を受けるこをと希望して我が国に入国した者に 対し、当該目的に必要な水準の日本語能力を習得するための教育を行うことを目的とした日本語教育 課程

「就労のための課程」: 主として我が国において就労する者に対し、就労に必要な水準の日本語能力を習得するための教育を 行うことを目的とした日本語教育課程

「生活のための課程」: 我が国に居住する者に対し、日常生活に必要な水準の日本語能力を習得するための教育を行うこと を目的とした日本語教育課程

(認定基準第2条、第16条第1項)

○大学・専修・各種学校等の日本語教育課程以外の課程を置く機関は、日本語教育を実施するための基本組織を置くこと。 (認定基準第3条)



### Ⅱ. 教員及び職員の体制

○校長を置くこと(複数機関兼ねる場合は副校長を置くこと。)。(認定基準第4条)

主な要件:認定機関の運営に関し必要な識見、教育に関する業務の原則5年以上の経験、社会的信望を有すること

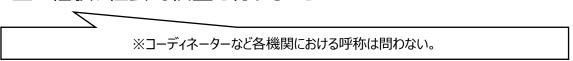
※機関の責任者として機関の業務をつかさどる者であり、学長、センター長など呼称は問わない。

- ✓ 校長(呼称は問わない)について、「認定機関の運営に関し必要な識見」を審査する際は、次の点を確認することとする。 イ 関係法令に関する識見があるか(日本語教育の推進に関する法律に規定する、「多様な文化を尊重した活力ある 共生社会の実現に資するとともに、諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持及び発展に寄与すること」との目的 (第1条)や理念(第3条)への理解や、関係する政策文書への理解を含む。)
  - □ 職員の人事管理に関する事務の識見があるか(職員の配置や分掌を指し、設置者の行う採用等ではない。)
  - ハ 生徒管理に関する事務の識見があるか
  - ニ 施設・設備の保全管理に関する事務の識見があるか
  - ホ その他日本語教育機関の運営に関する事務の識見があるか(日本語教育機関に限らない教育機関の運営に関する事務の見識に基づき確認。)
- ✓ 校長について、「教育に関する業務の経験」を確認する際は、認定日本語教育機関や法務省告示機関、学校(専修学校及び各種学校を含む。)の教員としての経験のみならず、認定日本語教育機関や法務省告示機関、学校の経営者や理事、総務課長など教員以外の役職、学生管理・生活指導も含め、国内での業務経験に限らず確認を行う。なお、学校ではない保育所や学習塾などは、教育に関する業務とは認められない。
- ✓ 必ずしも、校長・副校長のどちらか若しくは両方が常勤である必要はないが、どちらか若しくは両方が常勤でない場合は、 校長と副校長の連携等適切な管理体制の整備が行われているか確認することとする。この際、常勤とは、認定日本語教 育機関で教育活動が実施されている時間のうち、校長・副校長が勤務している時間・業務内容の実態から判断する。
- ✓ 校長、主任教員、事務を統括する職員、生活指導担当者の「社会的信望を有すること」については、設置者の要件に関する法第2条第3項第1号の(3)と同様の点について確認することとする。



○主任教員を置くこと。(認定基準第5条)

主な要件:教育課程編成や他の教員の指導に必要な知識・技能、当該機関の本務等教員であること、本務等教員の3年以上の経験、社会的信望を有すること



- ✓ 主任教員について、「教育課程の編成や他の教員の指導に必要な知識・技能を有すること」については、日本語教育課程、教員の研修計画、そのほか生徒への日本語教育に関する学習指導について、他の教員の監督を行うにふさわしい知識・技能を有するかどうか確認することとする。
- ✓ 校長と主任教員に求められる業務内容の違い及びそれぞれが果たす役割の重要性に鑑み、校長と主任教員はそれぞれ 別の者が担うことを基本として確認する。各機関の事情により校長と主任教員を同じ者が担当する場合には、同一の者 が校長と主任教員を兼務しなければならない事情の妥当性を慎重に審査する。具体的には、担当授業時数の上限の目 安を踏まえることはもとより、当該者は基本的に授業を担当しないこととすることや、担当するとしても数コマに限るなど、校 長と主任教員に求められる役割が十全に果たされる配慮がなされているか確認することとする。
- ✓ 校長と主任教員がともに授業を担当する場合、機関の管理や危機管理等の観点から、原則として両者が同時刻の授業を担当しないことや、やむを得ず同時刻の授業を担当する場合にはその時間帯に危機管理等を担える体制を備えていることを確認することとする。



- ○教員数は、当該機関の留学のための課程(以下「「留学」の課程」という。)全体の収容定員20人に1人以上(各機関の 最低数3人)。(認定基準第6条第1項) ※認定の対象となる日本語教育課程を担当できるのは登録日本語教員のみ。
- ○本務等教員数は、当該機関の「留学」の課程全体の収容定員40人に1人以上(各機関の最低数2人)。ただし、大学又は専門学校が認定を受ける場合で、当該大学又は専門学校の日本語教育課程以外の教員が当該日本語教育課程の運営について責任を担う場合、上記収容定員40人以下の際の最低数を1人とする。(認定基準第6条第2項)
  - ●「本務等教員」とは、日本語教育課程の編成その他の認定日本語教育機関の運営について責任を担う教員であって、専ら 当該認定日本語教育機関の教育に従事するもの、又はこれと相当する業務を担当し、かつ、本務として当該認定日本 語教育機関の教育に従事するものを指す。
    - ※具体的な教員が本務等教員に当たるかどうかは、勤務時間数、給与、社会保険加入の有無、授業担当時間数、業務内容等によって総合的に判断する。 ※上記「責任を担う」とは、例えば日本語教育課程の運営の場合、教育課程の運営の責任者である必要はなく、課程の編成会議に参加するなど、運営の一端を担っていることを指す。
    - ✓ 本務等教員は、当該認定日本語教育機関の日本語教育課程に関する業務を行うことを本務としている教員をいうため、 2つ以上の認定日本語教育機関で本務等教員となっていないことを確認することとする。また、本務等教員であるかどう かについては、勤務時間数、給与、社会保険加入の有無、授業担当時間数、業務内容、他の職業に就いているか否か、 就いている場合はその業務の量及び内容などによって総合的に判断し、確認することとする。



- ○教員1人当たりの担当授業時数は、週25単位時間以内で適切に定める。(認定基準第7条)
  - ✓ 教員 1 人当たりの担当授業時数については、指導経験や職務内容の状況により、質の確保の観点から適正な時数であるか、最大限次の上限を目安に確認することとする。
    - イ 教員(日本語指導歴1年以上の者。) 25単位時間
    - □ 教員(日本語指導歴1年未満の者。) 20単位時間
    - 八 校長、副校長又は主任教員 20単位時間
    - 二 校長又は副校長と主任教員を兼ねる者 10単位時間
    - ※イについては、最大で午前クラス(4授業)又は午後クラス(4授業)+aを週5日担当する等を想定
    - ※ロ・ハについては、最大で午前クラス(4授業)又は午後クラス(4授業)どちらかを週5日担当する等を想定
    - ※ニについては、最大で午前クラスと午後クラスの1授業ずつを週5日担当する等を想定
- ○事務を統括する職員を置くこと。(認定基準第8条)
- ○情報公表や自己点検評価等を実施するための体制を備えること。(認定基準第9条)
  - ✓ 点検及び評価に必要な体制を整備するに当たっては、責任者の配置や評価委員会等の内部質保証体制を整えた上で、 根拠に基づいた点検及び評価を実施するルールの策定等適切な体制が整理されていることを確認することとする。
- ○授業内容や方法の改善を図るための組織的かつ計画的な研修を実施する体制を備えること。(認定基準第10条)

※上記研修には、機関内外での研修に加え、機関内で初任者等を対象とした組織的・計画的なOJTなども含む。

- ✓ 「授業内容や方法の改善を図るための組織的かつ計画的な研修を実施する体制」について、機関内外での研修に加え、 OJTを含む年間研修計画や、キャリア形成を図るための系統的・段階的な人材育成計画があるか確認することとする。
- ✓ 各認定日本語教育機関が目的とする日本語教育の実現のため、教員はすべて設置者及び校長の指揮命令下で、それらの者との連携して組織的な教育活動に従事する必要があることから、教員と設置者との間にこれを可能とする契約が締結されることを確認することとする。



### Ⅲ. 施設及び設備

- ○校地及び校舎の位置及び環境は、教育上及び保健衛生上適切なものであること。 (認定基準第11条)
  - ✓ 校地及び校舎の位置及び環境については、同じ建物又は近接する建物内に風俗営業又は性風俗関連特殊営業を営む施設がないことその他校舎の位置及び環境が教育上及び保健衛生上適切なものであることを確認することとする。また、校舎は、日本語教育の適正・効果的な実施のため、授業を行う建物として社会通念上必要と考えられる構造や耐震性等を備えるものであることを確認することとする。



- ○校地は、校舎等に必要な面積を備え、自己所有、かつ、負担附きでないか、それに相当するもの(以下のいずれか)であること。 (認定基準第12条、告示第1条)
  - ①校地が自己所有かつ負担附きである場合で、負担附きであることにやむを得ない事情があり、かつ、当該負担が設置者の資産状況等からみて校地の長期使用上支障がなく、かつ、認定機関の運営に支障がないことが確実であると認められること
  - ②国・自治体の土地で、譲渡できない特別な事情が認められ、設置者が20年以上使用できる賃借権等を有する等、認定機関の運営に支障がないことが確実であると認められること
  - ③校地の半分以上が自己所有で、その他の部分について設置者が20年以上使用できる賃借権等を有する等、認定機関の運営に支障がないことが確実であると認められること
  - ④ 専修学校、各種学校であること
  - ⑤設置者が国、自治体、独立行政法人、地方独立行政法人又は学校等教育機関を10年以上運営する者で、①~④と同程度に認定機関の運営に支障がないと認められること
    - ✓ 校地や校舎の自己所有の例外のうち、教育機関を10年以上運営する者について、賃借等による校地や校舎を使用する場合には、過去10年以上にわたり認定日本語教育機関に相当する実施形態で教育機関を運営してきた経験を有すること、自己所有しないことの理由、賃借等により校地や校舎を継続して使用できる権利の期間、申請者の資産状況等を踏まえて総合的にその適正性を確認することとする。



- ○校舎は、教室・教員室・事務室・図書室・保健室等を設けること。(認定基準第13条第1項)
  - ✓ 校舎に備えるべき施設として、トイレには、在籍する生徒数に応じた数の大便器及び小便器を備えるものとし、男女均等 (※)に割り振られていることが望ましいとの観点から確認することとする。
    - ※利用に差し支えのない場合には共用のものを含む。
- ○校舎面積は、115㎡以上かつ同時に授業を行う生徒1人当たり2.3㎡以上。各校舎間は概ね800m以内、かつ、3カ所以内。(認定基準第13条第2項・第3項)
- ○校舎は、自己所有かつ負担付きでないか、それに相当するもの(校地と同様)であること。(認定基準第13条第4項、告示第2条)
- ○教室は、必要な数・環境を備え、机・椅子・黒板等を備え、同時に授業を行う生徒1人当たり1.5㎡以上。(認定基準第14条)
  - ✓ 教室が必要な環境を備えていることについて、教室が、地下にあり又は窓のない教室(地下に設けられた建築基準法 (昭和25年法律第201号)第29条に規定する技術的基準に適合する学校の教室その他これと同等の構造 及び設備を有する地下の教室を除く。)ではないことについて確認することとする。ただし、地下の教室であっても、からぼり などにより空地に面する開口部が設けられ、かつ、換気設備、湿度調節設備が設けられており、建築基準法における地 階の教室としての技術的基準を満たしている場合には認められることとする。
  - ✓ 教室に必要な机、椅子、黒板等の設備については、授業に当たり安定的かつ専用で使用できれば、必ずしも自己所有でないものも認めることとして確認することとする。なお、認定基準に例示されている設備について、黒板をホワイトボードで代替するなど、必ずしも例示された通りの設備を求めるのではなく、機能として十分な設備が備わっているかどうかを確認することとする。



### Ⅳ. 日本語教育課程

- ○「留学」の課程は、各課程の目指す「留学」の目的に沿った日本語能力を習得することを目的とすること。B2以上の課程を1つ以上置くこと。(認定基準第16条)
- ○修業期間は1年以上。ただし、以下のいずれにも該当する課程は6か月以上でも可とする。(認定基準第17条、告示第3 条)
  - ①他にB2以上、かつ、修業期間1年以上の課程を置いている機関が設置する課程であること
  - ②B2以上を目標に設定していること
  - ③授業時数が380単位時間以上であり、かつ、卒業要件として380単位時間以上の授業科目の履修を要件としていること
  - ④生徒が在留を継続するために必要な支援を行うための体制が適切であると認められる機関が置く課程であること
    - ✓ 修業期間が6か月以上(1年未満)の課程について、当該課程が目標とする日本語能力をはじめ、当該課程で習得させることとしている知識・技能を身に付けさせ、短期間で当該課程の目的が達成されるために十分な教育内容となっているか、確認することとする。
- ○修業期間の始期・終期は校長が定める。始期は年4回以内。終期は、大学等の入学や就職を目的とする課程の場合、入学や就職の時期を勘案して適切に定める。(認定基準第18条)
  - ✓ 修業期間の始期に関し、定められた始期以外には入学者の募集を行わないこととしていることを確認することとする。



- ○1年の授業を行う期間は、原則35週にわたること。(認定基準第19条)
- ○授業時数は、1年にわたり760単位時間以上(1単位時間は45分以上)。ただし、修業期間を1年未満とする場合、その修業期間に応じて授業時数を減ずることができる。(認定基準第20条第1項、第21条)

また、以下のいずれにも該当する日本語教育課程以外の科目を履修させることで、160単位時間を上限に、上記最低授業時数(修業期間1年未満の場合を除く。)に参入することができる。(認定基準第20条第2項)

- ①大学又は専門学校である認定日本語教育機関が開設する科目であること
- ①アカデミック・ジャパニーズの修得に資する科目など、履修することにより学部や学科での学修における日本語の言語運用能力の涵養に繋がる内容の科目(学部等の基礎科目、初年次教養科目等)であること
- ②認定機関内において日本語教育課程との体系制を考慮して実施されるものであること
- ③登録日本語教員が当該科目の補助者として生徒への支援に当たること
  - ✓ 修業期間が1年未満の場合や1年を超える場合、授業期間や授業時数について、1年に換算した場合に必要な期間 や時数が定められているか確認することとする。
  - ✓ 大学や専門学校である認定機関が、アカデミック・ジャパニーズの修得に資する科目等を実施し、日本語教育課程の授業時数に算入する場合においては、生徒が当該科目等を履修するために支障のない日本語能力を有することを要件とするとともに、特にB2相当に満たない日本語能力の生徒に履修させる場合には、登録日本語教員が常に支援に当たることができる体制としていることを確認することとする。
- ○1週間当たり20単位時間以上、原則午前8:00~午後6:00に授業をすること。(認定基準第20条第3項・第4項)



- ○各課程の目的及び目標に応じ、生徒の日本語能力に応じて適切な授業科目を体系的に開設すること。(認定基準第22条第1項) ※各課程の目標にかかわらず、個別の生徒のレベルに応じ、当該生徒が在籍する課程が目標とする日本語能力以上の日本 語能力の習得に向けた指導をすることができる。
- ○各授業科目は、担当能力のある教員により、適切な教材を用いて教授されること。(認定基準第22条第2項)
- ○課程全体の中で「聞く」・「読む」・「話す(やり取り)」・「話す(発表)」・「書く」のすべてを盛り込むこと。(認定基準第22条 第3項)
- ○上記授業時数以上の日本語教育に加え、日本語教育課程における学習(授業時間外に必要な学習を含む。)に支障のない範囲内で専門教育等の科目を開設可能。(認定基準第22条第4項)

※上記専門教育等は登録日本語教員以外が担当可能であり、同時に授業を行う生徒数なども柔軟な対応が可能。

○修了の要件は、760単位時間×修業期間の年数以上の授業科目の履修と、試験の合格等の適切な要件を設けること。 (認

定基準第28条)

※大学又は専修学校である認定機関が最低授業時数を減じた場合はその単位時間数。

- ✓ 授業科目に関する基準、修了要件に関する基準への適合性の確認は、「教育課程編成のための指針」に基づき行うこととする。
- ○収容定員数は、以下に定める要件を満たして適切に定めること。 (認定基準第24条第1項~第4項)
  - ●新規の機関は当初100人以下、以降1年を経過するごとに1.5倍まで増加可(実員が定員の8割以上いることが要件)。

※収容定員を増加する際は認定基準等関係法令への適合が当然求められるが、特に生徒が在留を継続するために必要な支援を行うための体制が適切であることが実績から確認される必要がある。

●現行の法務省告示機関は現有の、また、一定の確認を経た大学については実績を踏まえた収容定員数を認める。



○原則、機関が設置する「留学」の課程全体の収容定員数を超えて生徒を受入れないこと。(認定基準第24条第5項)

※例えば、1年の「留学」の課程(収容定員50人)と2年の「留学」の課程(収容定員50人)を置く場合、実員としては、1年の課程に70人、2年の課程に30人でも合計は100人のため問題ない。ただし、入学(入国)の時点で各生徒がどの課程に入るか確定させる必要がある。また、ある課程の実員が収容定員を上回ったことにより当該課程のクラス数が増加する場合等にはその分の教室等の施設や設備が必要となることに留意が必要。

- ○同時に授業を行う生徒数は20人以下。ただし、生徒の日本語能力、教室の広さ等の施設・設備の環境に照らして、教育に支障がない講義形式により行う授業はこの限りでない。(認定基準第24条第6項)
- ○授業は、講義、演習、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。(認定基準第25条第1

項)

※感染症の拡大や災害時等において、対面による授業が困難な場合、臨時的な措置として、対面に相当する効果を有する遠隔授業を実施することは問題ない。 ※対面授業にゲストスピーカー等がオンラインで参画することは妨げない。

- ○入学者の募集に当たり、情報の提供を適切な方法により確実に行うこと。(認定基準第26条)
- ○入学を希望する者の日本語能力や学習意欲等を試験等適切な方法により、確認すること。(認定基準第27条)

※機関は、日本語教育課程とは別に、海外に所在する外国人に対する日本語教育の講座を置くことができる。(通知等で明示化)

※上記の講座は、海外に所在する外国人に対するものであり、オンラインでの実施が想定される。



### V. 学習上及び生活上の支援体制

○母語支援等の学習に困難を抱える生徒の支援のために必要な体制を整備すること。(認定基準第29条)

※機関内での体制を整備した上で、地域の関係機関との連携や、ICTを活用した母語支援等も活用可能。

- ○生徒の出席状況を的確に把握し、指導する体制を整備すること。(認定基準第30条)
- ○災害等で教育を継続することが困難な事態に備え、転学支援の計画策定等、生徒の学習の継続に必要な措置を講じている こと。 (認定基準第31条)
- ○生活指導や進路指導を担う生活指導担当者を置くとともに、機関が所在する地方公共団体等の公的機関との連携を行うための体制を有すること。(認定基準第32条)

※生活指導担当者は、地方公共団体等の適切な相談窓口へつなぐ役割を果たすなど、地方公共団体等の公的機関との連携を行うための体制において中心的役割を担うことも想定される。

- ✓ 生活指導担当者については、単に生活指導担当者を定めれば足りるというものではなく、実質的に生活指導や進路指導を行うことのできる体制を整えられているかどうか確認することとする。また、生活指導については、来日して間もないうちから行う必要があることから、適切な生活指導を行う体制といえるためには、生徒の母語あるいはその他十分に意思疎通ができる言語による対応ができる者が確保されていることを確認することとする。
- ○健康診断を行うことその他保健に必要な措置を講じる体制を整備すること。(認定基準第33条)
  - ✓ 上記体制としては、生徒の健康の保持増進を図るため、年1回以上健康診断を実施することとしていることを確認することとする。その際、健康診断における具体的な検査項目は、各日本語教育機関の判断に委ねられるものであるが、学校における健康診断と同様に生徒の健康管理のために行うものであるので、学校保健安全法施行規則第6条に定められている検査項目に準じて行われることが望ましいとの観点から確認することとする。
- ○生徒が在留を継続するために必要な支援を行うための体制を整備すること。(認定基準第34条)

## 6. 情報公表·評価·定期報告

### 情報公表



### 【国による認定日本語教育機関の公表】

- ✓ 設置者の氏名及び住所 (法人は、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- ✓ 認定を受けた日本語教育機関の名称及び所在地
- ✓ 認定の年月日
- ✓ 教員及び職員の体制の概要
- ✓ 日本語教育課程の目的、目標、概要及び収容定員数
- ✓ 授業料等の機関が徴収する費用
- ✓ 生徒の学習上及び生活上の支援のための体制の概要

### 【認定日本語教育機関による情報の公表】

- ✓ 設置者の氏名及び住所(法人は、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- ✓ 認定日本語教育機関の名称及び所在地
- ✓ 日本語教育課程の授業科目及びその内容
- ✓ 生徒、教員及び職員の数
- ✔ 授業料その他の認定日本語教育機関が徴収する費用
- ✓ 学則
- ※その他認定日本語教育機関の設置者が必要と認める事項(日本語教育機関の開設年月日など)

### 自己点検評価等



### 【点検及び評価】

- ○認定日本語教育機関が法律上義務づけられている自己点検・評価の実施公表については、次に掲げる項目を設定し、毎年1回以上、適当な体制を整えて行うものとする。
  - ✓ 認定日本語教育機関の基本理念、目的及び目標の達成状況に関すること
  - ✓ 教員及び職員の組織運営に関すること
  - ✓ 施設及び設備に関すること
  - ✓ 日本語教育課程の編成及び実施に関すること
  - ✓ 卒業の認定及び学習の成果に関すること
  - ✓ 生徒への学習上及び生活上の支援に関すること
  - ✓ 教育活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること
  - ✓ 財務に関すること(入学者の募集や生徒の入学手続きの支援等を行う者に対して支払った仲介料等の手数料の状況を含む。)
  - ※上記のほか、日本語教育の実施状況に関し認定日本語教育機関の設置者が必要と認める事項

### 【第三者評価】

○認定日本語教育機関は、その教育水準の向上に資するため、自己による点検及び評価に加え、日本語教育の実施状況について、相当の知見を有する第三者による評価を受け、その結果を公表するよう努めることとする。

### 定期報告等



### 【定期報告】※報告の概要を文部科学大臣が公表

- ○定期報告は、次に掲げる事項を記載した報告書を文部科学大臣に毎年6月30日までに提出する ことにより行うものとする。
  - ✓ 設置者の収支並びに資産及び負債の状況
  - ✓ 教員及び職員の体制の整備状況
  - ✓ 施設及び設備の整備状況
  - ✓ 日本語教育課程の編成、使用教材及び担当教員の状況
  - ✓ 生徒の学習上及び生活上の支援の実施状況
  - ✓ 入学者の数及び在学する生徒の数
  - ✓ 生徒の授業への出席率
  - ✓ 卒業した者の数、退学した者の数及びそのうち履修した日本語教育課程の目標の日本語能力を 習得した者の数
  - ✓ 進学者数、就職者数、その他進学・就職の状況
  - ✓ 学習の成果(卒業時における生徒の日本語能力を含む。)、その評価の実施、日本語教育課程の修了の要件の策定の状況

#### 【帳簿】

○認定機関は、時間割、教員名簿、生徒の学習状況の記録、入学者募集や入学者選抜、財務状況、健康診断(「就労」「生活」は除く。)等について帳簿を作成し、5年間保存する。ただし、入学、卒業等の学籍に関する記録については、20年間保存する。

# 7. 教員の資格

## 認定日本語教育機関で日本語教育を担当する教員の経過措置



- ○次のいずれかに該当する者は、5年の経過措置期間(令和11年3月31日までの期間)は、 登録日本語教員の資格がない場合でも、認定日本語教育機関に教員として勤務できる。
  - ①日本語教員養成の420単位時間以上の講座を修了し、かつ、学士、修士若しくは博士の学位 (学士(専門職)・専門職学位・外国のこれに相当する学位を含む。)を有する者
  - ②日本語教育に関する大学(外国の大学を含む。)の単位を26単位以上修得し、かつ、学士、修士若しくは博士の学位(学士(専門職)・専門職学位・外国のこれに相当する学位を含む。) を有する者
  - ③公益財団法人日本国際教育支援協会(JEES)が実施する日本語教育能力検定試験に合格した者
  - ④平成31年4月1日以後において、法務省告示機関、大学又は文部科学大臣が別に指定する 日本語教育機関で日本語教育に1年以上従事した経験を有する者

## 登録日本語教員の資格取得ルート





※ 応用試験の受験や実践研修の受講に当たっては、修了見込みでも可能とし、登録日本語教員の登録までに修了を求めることを想定。

## 登録日本語教員の資格取得に係る経過措置

経過措置期間



令和6年4月1日~ 令和15年3月31日まで※2

#### 令和6年4月1日~令和11年3月31日まで

※1 平成31年4月1日(法施行5年前)~令和11年3月31日(法施行5年後)の間に法務省告示機関で告示を受けた課程、大学、認定日本語教育機関で認定 を受けた課程、文部科学大臣が指定した日本語教育機関(認定を受けた日本語教育機関が過去に実施した課程)で日本語教員として1年以上勤務した者

(D-I)(C) (D-2)(E-2)(F) 現職者※1に限らず必須の50 現職者※1のうち必須の50項 現職者※1のうち必須の50項 現職者※1のうち民間 現職者※1のうち民間 左記以外の 目対応前の課程修了者(2) 試験に合格した者① 試験に合格した者② 目対応前の課程修了者① 項目に対応した課程修了者 現職者※1 左記の養成課程等以外で、5 必須の50項目(※3に掲載さ 左記2つに該当しないもの 昭和62年4月1日~平成15 平成 | 5年4月 | 日~令和6 区分の教育内容(※4に掲載 れたもの。) を実施していること の、現行告示基準教員要件 年3月31日の間に実施され 年3月31日の間に実施され されたもの。) を実施している に該当する養成課程等を修 が確認できた現行告示基準教 た日本語教育能力検定試験 た日本語教育能力検定試験 ことが確認できた現行告示基 員要件に該当する養成課程等 了し、学士以上の学位を有 (公益財団法人日本国際教 (公益財団法人日本国際教 準教員要件に該当する養成 (※5)を修了し、学士以上の する者 育支援協会)に合格した者 育支援協会) に合格した者 課程等(※5)を修了し、学士 学位を有する者 以上の学位を有する者 講習I 講習I 講習修了認定試験 講習修了認定試験 講習Ⅱ 講習Ⅱ 講習Ⅱ 講習Ⅱ 講習修了認定試験 講習修了認定試験 講習修了認定試験 講習修了認定試験 基礎試験 基礎試験 免除 基礎試験 免除 基礎試験 免除 基礎試験 免除 基礎試験 免除 応用試験 応用試験 応用試験 応用試験 応用試験 免除 応用試験 免除 ※基礎試験 実践研修 免除 実践研修 免除 実践研修 免除 実践研修 免除 、応用試験 実践研修 免除 実践研修 免除 免除でも出 願は必要。

#### 登録日本語教員

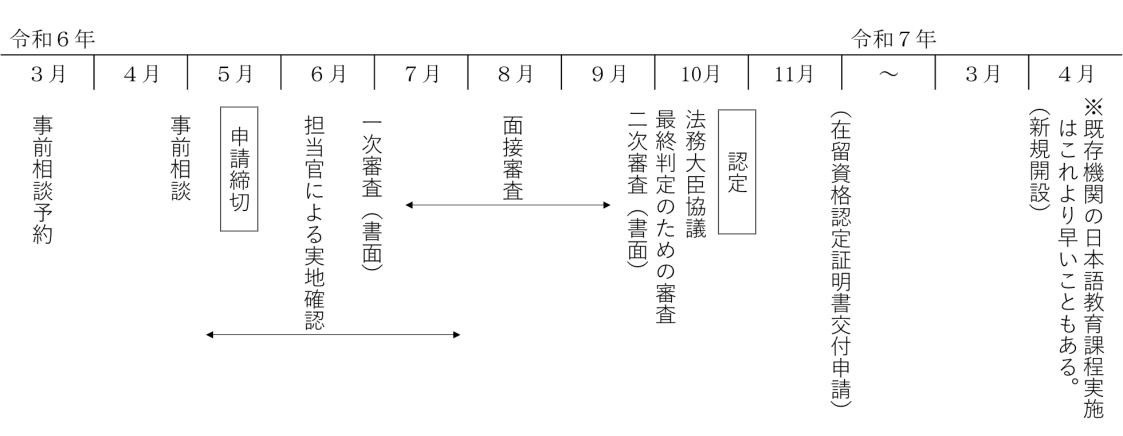
- ※2 経過措置期間は原則として法施行後5年(令和11年3月31日)までとするが、現行の養成課程を実施する大学等が登録実践研修機関と登録日本語教員養成機関の登録を受ける前に在籍する学生等への配慮として、 大学等の準備が遅れ、5年の経過措置期間が終了した直後の令和11年4月1日より登録機関としての実践研修・養成課程が開始された場合を想定し、それ以前から在籍した学生等が経過措置を受けられるよう、大学 の修業年限が4年であることを踏まえ、原則である5年に4年を加え、50項目に対応した課程の修了者への経過措置の期間を令和15年3月31日までとする。
- ※3 日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)改定版(平成31年3月4日)文化審議会国語分科会
- ※4 日本語教育のための教員養成について(平成12年3月30日)日本語教員の養成に関する調査研究協力者会議
- ※5 (C) 及び(D-I) の養成課程等については令和5年度中に文部科学省が確認を行い、それぞれの養成課程等の一覧を公開する予定。

## 8. 審査のスケジュール・方法等

## 令和6年度の審査スケジュールについて

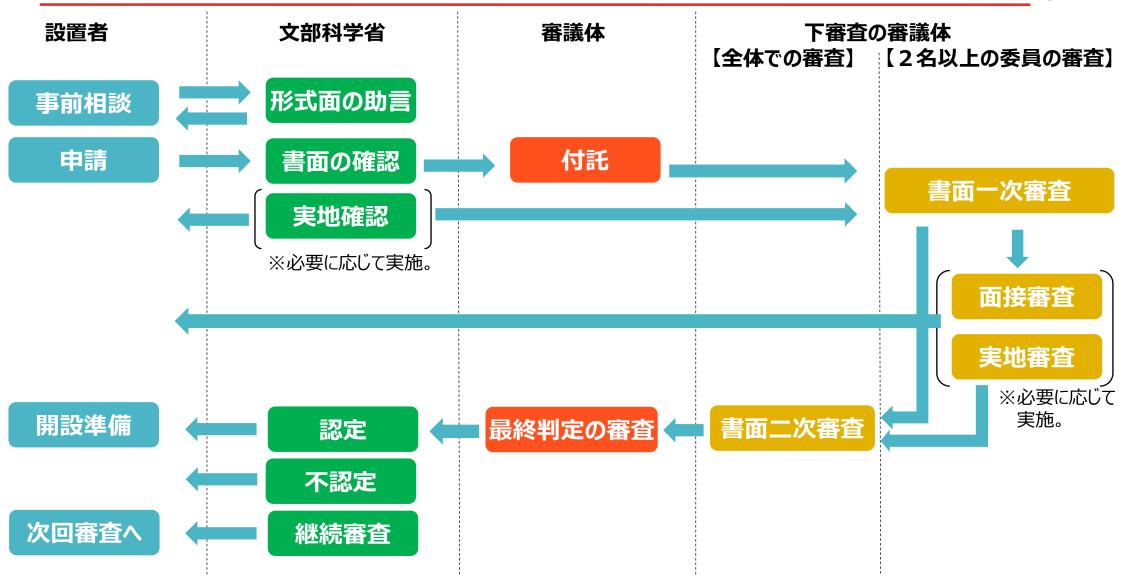


- ○申請は毎年2回の受付けを予定している。
- ○令和6年度第1回目の申請・審査のスケジュールは以下のとおり。



## 日本語教育機関の認定審査手順のイメージ図





- ※直近の審査で「継続審査」の判断を受けた場合を除き、申請には事前相談を必須とする。
- ※年2回の審査を想定しており、不認定の判断を受けた場合、当該審査の次の審査のための前相談・申請の期限には間に合わないため、再度の申請を希望する場合は、次々回での申請に向けた準備をすることとなる。
- ※日本語教育課程の新設、収容定員数の変更に係る変更の届出に当たっては、上記に準じた審査を行い、法令への適合性を判断する。

## 申請・審査の留意事項



- ○法務省告示機関が、引き続き当該機関で日本語教育を受ける目的で留学の在留資格をもって在留する留学生を受け入れる場合には、<u>令和11年3月31日までに留学のための課程の認定を受ける必要があります。このため、必ずしも令和6年度1回目の申請期間に申請を行う必要はなく、令和11年度の1回目の申請期間まで、合計9回の申請の機会があります。</u>
- ○申請に当たっては、<u>文部科学省への事前相談が必須</u>です。
- ○事前相談の予約は、3月1日(金)~15日(金)に受付けます。方法は後日周知します。
- ○事前相談の予約枠には限りがあるため、希望しても予約できないことがあります。
- ○事前相談の期間は、4月5日(金)~5月10日(金)です。
- ○上記事前相談は、令和6年度1回目の申請期間に申請を行う方が対象です。
- ○事前相談の10日前にすべての書類を整えて提出する必要があります。
- ○事前相談は1機関当たり1回(45分)の予定です。時間が限られているので、事前に聞きたいことを整理して臨んでください。
- ○事前相談には、設置者、校長、主任教員など設置者又は機関の職員で、申請内容をよく理解している方が対応してください。

## 申請・審査の留意事項



- ○事前相談後、認定に向けた申請の期間は5月1日(水)~5月17日(金)です。
- ○申請はホームページ上から電子システムを通じて行います。
- ○審査の結果、認定を「可」とする判定と、「不可」とする判定がなされたものについて、設置者名(法人の場合はその名称及び代表者の氏名)と日本語教育機関名を公表します。
- ○既存の法務省告示機関であっても、新制度に合せて教育課程や体制等について十分な準備をしないと、認定を得ることはできません。特に、今和6年度1回目の申請期間については、申請までの準備期間が短いので、慎重に検討することが重要です。
- ○具体的には、令和6年度1回目の申請期間に準備が不十分なまま申請し、「不可」の判定となった場合、設置者名や機関名が公表されるとともに、令和7年度以降の申請期間まで次の申請ができなくなるため、ご留意ください。

## 関連資料のホームページ掲載



○関係法令や手引、よくある質問集などを以下のホームページに掲載していますので、御確認ください。

URL: https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo\_nihongo/kyoiku/

